

最適利用プラン

プランNo.中国財務局岡山財務事務所－1

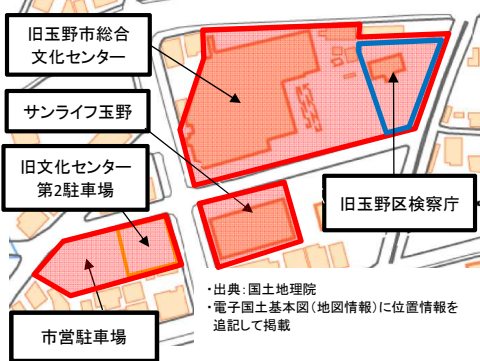
当初作成日 令和2年11月26日

1. 対象市町村	岡山県玉野市
2. 対象区域の範囲	旧玉野市総合文化センター周辺地区(右図参照)
3. 区域設定の考え方	同時期(平成28年度)に廃止された玉野区検察庁及び玉野市総合文化センターは、市の中心部に位置し立地条件に優れている。また、近隣には市有財産であるサンライフ玉野、旧文化センター第2駐車場及び市営駐車場が存在している。このため、これらの公有財産について、一体的な活用による最適利用を図るため、「旧玉野市総合文化センター周辺地区」を対象区域として設定した。
4. 対象財産の概要	<p>【所在地】岡山県玉野市宇野二丁目2061番4外</p> <p>《国有財産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧玉野区検察庁(土地1,086㎡、建物延約273㎡、RC-2、昭和52年築) <p>《市有財産》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧玉野市総合文化センター(土地約4,423㎡、建物延約4,107㎡、RC-3、昭和47年築) ・サンライフ玉野(土地約1,127㎡) ・旧文化センター第2駐車場(土地約600㎡) ・市営駐車場(土地約750㎡)
5. 対象区域における既往の各種計画	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野市行財政改革大綱(平成29年2月)、財政健全化の取組 ・玉野市新病院基本構想(平成29年3月)、新病院建設を踏まえた基本計画 ・玉野市新病院基本計画(令和2年3月)、新病院の基本方針、施設整備方針
6. 最適利用の基本方針	<p>玉野市は、地域医療の中核拠点である玉野市民病院の老朽化や赤字経営の抜本的な改善、安定的かつ継続的な医療体制の構築のための新病院を整備するという問題を抱えていた。併せて、平成30年から同市内にある玉野三井病院との経営統合に向けた協議を開始した。</p> <p>他方、国の玉野区検察庁庁舎が移転することとなり、隣接する玉野市総合文化センターも廃止決定されたことから、近接する市有財産を含めた区域を対象に連絡会(下記9参照)を設置し、同区域の活用策の検討を開始した。</p> <p>これらの検討結果を踏まえ、玉野区検察庁、玉野市総合文化センター及びサンライフ玉野に新病院を移転整備し、文化センター第2駐車場及び市営駐車場を、患者用駐車場としても活用することで、両病院の集約整備及び利用者の利便性の向上を図ることとする。</p> <p>【利用計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉野市における現時点での配置計画は右図のとおりである(右図参照)。 <p>【最適利用の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象財産は、市の中心部に所在していることから、国有地と市有地を一体的に活用して新病院を整備することにより、老朽化している両病院の集約整備が具体化するとともに、近接する市有地を活用することにより、駐車場も十分確保され、利用者の利便性の向上が図られる。 ・対象財産に病院を集約化(施設、人材等)することにより、運営コストを削減することで、経営基盤の改善を図り、安定的な地域医療の維持・向上に資する。
7. 対象(計画)期間	平成28年度(連絡会で検討開始)～令和6年度(新病院建設後の供用開始までの期間)
8. 整備予定がある場合の施設、利活用可能な施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・玉野市は旧玉野区検察庁を取得し、旧玉野市総合文化センター、サンライフ玉野を一体整備して新病院の移転建替を行う。旧文化センター第2駐車場、市営駐車場は、市営駐車場として活用を予定している。 <p>《玉野市新病院建設案》</p> <p>【敷地面積】 約6,527㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> (病院敷地) 約5,400㎡(最大建築可能面積約4,320㎡)RC-6 (駐車場敷地) 約1,127㎡(サンライフ玉野) <p>【建物延面積】 約15,200㎡(190床×80㎡)</p> <p>《市営駐車場》 約1,350㎡(旧文化センター第2駐車場、市営駐車場)</p>
9. 協議会の設置状況	平成28年6月6日設置(構成:玉野市、岡山財務事務所) 「国・公有地にかかる利活用連絡会」
10. その他参考情報	<p>新病院整備スケジュール(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 市が国有地を取得 地方独立行政法人の設立、新病院への移行手続き ・令和3年度～ 地方独立行政法人へ移行(令和3年4月目途)、建物解体、実施設計、新築工事 ・令和5年度 新病院完成 ・令和6年度 新病院開院 <p>※地方独立法人設立後に「公的医療機関」として市から同法人に貸付け</p>

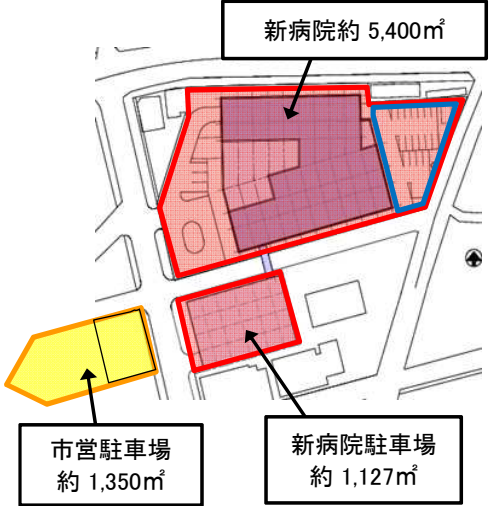
現況図



対象区域の範囲



配置計画



※市営駐車場(無料)については、患者用駐車場として活用する。